

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

福島県選挙管理委員会告示第五十三号
 平成三十年九月三十日執行予定の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

平成三十年八月二十八日

選挙時登録の基準日
 平成三十年九月二十日（年齢については、平成三十年九月三十日）

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤俊博

目
次

福島県選挙管理委員会

- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件
- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十一号

次のとおり本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第三項の規定により、告示する。

平成三十年八月二十八日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤俊博

由

公職選挙法第一二一条第一項の規定による通知を受けた日

平成二〇年八月二〇日

- | |
|--|
| 一 福島県議会議員矢島義謙が平成二〇年八月一七日死亡したこと。 |
| 二 本宮市安達郡選挙区における福島県議会の議員の欠員の数が公職選挙法第一二三条第一項第五号の規定に該当したこと。 |

事	由
一 福島県議会議員矢島義謙が平成二〇年八月一七日死亡したこと。	公職選挙法第一二一条第一項の規定による通知を受けた日